

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞

当社は、株主の皆様をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を重視しております。

加えて、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、非財務情報を含む適切な情報開示、取締役等の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンス体制の実現、株主との建設的な対話が、最重要課題であると認識しております。

今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

＜基本方針＞

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、可及的速やかな情報開示を行っております。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益向上を目的として、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離しております。加えて、独立社外取締役2名を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主以外の全てのステークホルダーとも協働が必要不可欠であると認識しております。

当社は、「顧客の立場に立って価値の高い製品を提供することにより社会の繁栄に貢献する」ことを経営理念として掲げ、製品の提供、納税、雇用、商取引、株主配当等様々な経済活動を通じて、人々の暮らしや地域経済の活性化に貢献する事業活動を推進しております。

また、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働を実践するため、当社独自の行動規範を定め、会社の経営理念をより高いレベルで実現させることにより、各ステークホルダーの権利・立場や健全な企業活動倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つと位置づけており、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。

この認識のもと、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、財務情報・非財務情報を問わず、自社ウェブサイトやコーポレートガバナンス報告書等で積極的に開示を行っております。

(4)取締役会等の責務

当社取締役会は、経営理念の実現、企業価値および株主の共同利益の中長期的な増大に努め、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図っております。

また、独立社外取締役2名を選任し、透明性・実効性の高い経営の実現に取り組むとともに、独立社外監査役2名を選任し、外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制を整えております。

(5)株主との対話

当社は、株主と積極的な対話を行い、当社の経営戦略や経営計画を説明するとともに、対話を通じて得られた意見や要望を経営に反映させることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、株主や投資家からの取材にも積極的に応じる等、株主や投資家との対話の場を設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス強化に向けた取組みを継続的に実施しており、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施していると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

《株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針》

当社は、主要な政策保有株式について、保有が中長期的な観点から当社グループの経営に資するものであるかを判断し、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、当社に経済的価値をもたらすか否かの観点から、取引先との関係強化、地域社会との関係維持を総合的に判断し、各銘柄について保有の必要性および合理性を取締役会で検証してまいります。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重し、中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等を適切に判断した上で、全ての議案に対して議決権を行使してまいります。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役の競業取引、取締役と当社の取引の承認について、取締役会での審議・決議を要することとしており、取引後は遅滞なく当該取引についての重要な事実を取締役会に報告することとしております。

また、取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知等で開示しております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(i) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、「経営理念」、「中期経営方針」を自社ウェブサイトにて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書に記載のとおりです。

当社は、株式会社東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、上記の基本的な考え方に基づき基本方針を策定いたします。

(iii) 経営陣幹部・取締役等の報酬決定の方針・手続

報酬決定にあたっては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。

なお、社外取締役を除く取締役には、生活基盤の安定を最低限保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上に効果があるとの観点から、月例定額報酬とは別に株式報酬型ストックオプションを年1回割り当てております。

また、報酬決定の手続については、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲内において、取締役については取締役会が、監査役については監査役会が、それぞれ報酬を決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名の方針・手続

当社の経営陣幹部の選任にあたっては、経営者としての経験、能力、実績等を総合的に勘案し、在任期間中における業績への寄与度を重視した上、他の模範となるよう常に研鑽を重ねて誠実かつ忠実に職務を全うし、社業の発展に努められる人材であるか否かを考慮のうえ選任しております。

当社の取締役候補者の指名にあたっては、経営者としての経験、能力、実績等を総合的に勘案し、再任取締役の場合には、在任期間中における業績への寄与度も考慮した上で選定・指名を行っております。

なお、社外取締役候補者については、社外取締役に求められる、(1)経営効率への提言機能、(2)業務執行全般の監督機能、(3)利益相反等の不祥事発生リスクの監督機能の観点から、当社グループの今後の発展に不可欠な候補者の国際感覚、専門性、経歴等を総合的に判断した上で選定・指名を行っております。

当社の監査役候補者の指名にあたっては、監査役に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、ならびに個人的な実績等を総合的に勘案した上で指名を行っております。

指名および選任にあたっての手続きとしては、取締役会で上記方針に従い検討した上で決定しております。

(v) 個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任・指名理由は、株主総会招集通知にて開示しております。今後は、社内取締役および社内監査役の選任・指名理由についても、株主総会招集通知にて開示に努めてまいります。

【原則4－1－1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っており、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程で定めた事項を審議・決定しております。

監督機能と業務執行機能の役割を明確にするため執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会を設置しております。執行役員会は、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行っております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効の活用】

当社では、会社法が定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立基準に従い、独立役員である独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選定にあたって、会社法が定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社における、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3－1(iv)に記載のとおりであります。

今後も、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模をより意識した体制を構築してまいります。

【原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

個々の取締役および監査役の、他の上場会社の役員兼務状況については、毎年、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4－11－3 取締役会の実効性評価と評価結果概要の開示】

当社取締役会は、独立社外取締役2名をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議の運営等、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めております。

また、独立社外取締役2名の意見・要望を聞き、取締役会での議論に取り入れることで、さらにその実効性を高めていくよう努めております。

当社は、取締役会全体の実効性について、独立社外取締役を含む全ての取締役および監査役に対する意見調査等を実施し、その結果に基づき、分析・評価を行い、改善に努めてまいります。

その結果の概要についての開示にも努めてまいります。

【原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

当社の独立社外取締役・独立社外監査役を含む取締役・監査役は、期待される役割・責務を果たすため、下記社内外の研修等に参加し、

必要な知識の習得や役割と責務(法的責任を含む。)を十分に理解するよう努めております。研修等にかかった費用は、適切な手続きに則り、当社で負担しております。

- ◆社外取締役・社外監査役を含む全取締役・全監査役(就任時も含む。)
 - ・外部専門家による会社法等関連法令、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する研修
 - ・外部専門家による財務・会計に関する研修
- ◆社外取締役・社外監査役のみ(就任時も含む。)
 - ・当社の事業概要、経営理念、経営計画等に関する事項の説明
 - ・当社の財務・会計に関する事項の説明
 - ・当社製造部門・設計部門の視察

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主と積極的な対話を行い、当社の経営戦略や経営計画を説明するとともに、対話を通じて得られた意見や要望を経営に反映させることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。
当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が事業企画本部のIR活動に関連する部門を管掌し、日常的な関連部門間の連携を図っております。
当社では、事業企画部、経理部が投資家からの電話取材や個別面談等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、IR担当取締役・執行役員が説明を行っております。
これらの結果については、代表取締役社長および担当取締役・執行役員へ報告を行い、必要に応じて関係者と情報共有を図っております。
また、投資家との対話の際は、決算説明会や個別面談等の形式を問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	3,753,238	6.16
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,868,500	4.70
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,063,000	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,911,000	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,779,811	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,679,000	2.75
株式会社第四銀行	1,568,416	2.57
日本精機株式会社従業員持株会	1,292,130	2.12
ヤマハ発動機株式会社	1,217,502	1.99
日亜化学工業株式会社	1,188,000	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 当社は、平成28年3月31日現在、自己株式を3,640,769株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.97%)保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
- フィデリティ投信株式会社から、平成25年12月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年12月2日現在で1,878千株(3.08%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 平成28年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシーが平成27年12月31日現在で5,261千株(8.64%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成25年4月1日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年3月25日現在で3,223千株(5.29%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行以外は当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有沢三治	他の会社の出身者											
咲川孝	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有沢三治	○	——	有沢三治氏は、客観的かつ中立的な観点からの的確な提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させております。 同氏は、株式会社有沢製作所の代表取締役会長及び長年にわたり最高経営執行責任者(CEO)を務められております。同氏より、海外事業を営む経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、引き続き、当社の経営全般に提言・助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任し、独立役員に指定しております。 当社と有沢三治氏との間には、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておりません。

咲川孝	○	——	咲川 孝氏は、客観的かつ中立的な観点からの確な提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させております。 同氏は、長年にわたり国際経営学を専門に研究しており、組織・経営に関する専門家としての知識・経験等を有していることから、社外取締役としての職務の適切な遂行が可能であり、引き続き当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任し、独立役員に指定しております。 当社と咲川 孝氏との間には、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有してありません。
-----	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との間で、監査計画時、四半期レビュー時、期末決算監査時などに定期的に報告を受けているほか、意見及び情報の交換を積極的に行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有化することにより、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査役と内部監査部門である業務監査室との間では、相互の連携が監査役監査の実効性を確保する上で重要との観点から、年度監査計画について監査の相互調整を図り、個別監査計画とその監査実施の経過と結果、フォローアップ状況について定期的に情報交換を行い、必要に応じて協力しながら監査を実施しております。

更に監査役、会計監査人及び内部監査部門の連携は、各々の役割を相互認識した上で、定期的に三者合同の会合を持ち、情報交換及び意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮島道明	公認会計士										△			
齊木悦男	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮島道明	○	宮島道明氏は、当社の会計監査を行っている新日本有限責任監査法人の出身であります（平成22年8月まで所属）。同監査法人と当社の間には、業務委託に関する取引があり、当社は直近事業年度に係る会計監査人の報酬等の額として、年間112万円を支払っておりますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	宮島道明氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたいため、社外監査役として選任し、独立役員に指定しております。 当社と宮島道明氏との間には、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておりません。
齊木悦男	○	——	齊木悦男氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたいため、社外監査役として選任し、独立役員に指定しております。 当社と齊木悦男氏との間には、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営改革の一環として役員報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、平成23年6月28日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプションを取締役の報酬等限度額の範囲で割り当てることを決議いたしました。これは、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入したものです。
なお取締役の報酬限度額は、年額4億円以内であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び取締役会が付与を決定した執行役員をストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年4月1日から平成28年3月31日において、当社が支払った報酬は次のとおりです。
取締役19名の年間報酬総額 303百万円（うち社外2名 9百万円）
監査役 5名の年間報酬総額 57百万円（うち社外3名 18百万円）
（注）1. 上記の人員数には、平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役10名、監査役1名を含んでおります。

2. 当社は、平成23年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し8百万円、社外監査役1名に対し2百万円の役員退職慰労金を支給しております。
3. 報酬等の総額には当事業年度において費用計上した取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬につきましては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内においてその配分を取締役会にて、監査役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。

また、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、また平成23年6月28日開催の株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。

なお、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、当該制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いただくことをご承認いただいております。

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において年額4億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の事務局より必要な情報・資料の提供等のサポートがなされる体制になっております。

また社外監査役については、監査役室スタッフにより必要な情報・資料の提供等のサポートがなされる体制になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成されており、監査役4名(うち社外監査役2名)の出席のもと、原則として月1回定期的に開催され、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく、取締役任期を1年にしております。

(監査役・監査役会)

監査役は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されており、監査役会において決議した監査計画に記載の監査方針、重点監査事項、業務分担等に従い、効率的な監査に努めております。監査の実施にあたっては公正・中立的な立場から取締役の職務執行を監査することにより企業集団の持続的な成長に資するよう行動するとともに、企業統治体制及び内部統制システムの整備とその充実の促進について監査業務の中で留意しております。

(執行役員会)

当社は、執行役員25名で構成する執行役員会を原則として月1回開催し、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行っております。

(常務会)

当社は、常務以上の執行役員で構成する常務会を原則として週1回開催し、重要な業務執行の協議・検討を行っております。

(稟議審査会)

当社は、各本部を代表する執行役員で構成する稟議審査会を原則として月2回開催し、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行っております。

(内部統制推進会議)

当社は、内部統制推進会議を設置し、主要委員会からの定期的な報告を受け、それらが内部統制システムの一部として、有効に機能しているかを評価しております。この結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告するとともに、こうした評価を基に、所要の改善を行っております。

(内部監査)

当社の代表取締役社長社長執行役員直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、「内部監査規程」により年度内部監査計画を作成し、内部統制の改善に向けて、社内及び関連子会社における法令や社内規程違反の有無、並びに、内部統制システムの有効性を確認・評価し、それらの不備や改善すべき事項の指摘・提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告しております。更に、代表取締役社長社長執行役員の指示により、執行役員会若しくは取締役会、又は双方に、その実施状況を報告しております。

(会計監査人)

当社の監査証明に係る業務を遂行した公認会計士は、江島智氏、清水栄一氏、大島伸一氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士18名、その他13名からなっております。

(監査役の機能強化に関する取組み状況)

監査役と会計監査人及び内部監査部門との連携強化は1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、各々の役割を相互認識した上で、各々と個別に定期的に会合を持ち、情報の交換を行うことにより、効率的な監査を実施しております。

また、監査役監査を支える人材・体制の確保は1. 機関構成・組織運営等に係る事項【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載のとおり監査役室に専任の監査スタッフ1名を配置して、監査役監査を支える体制を確保しております。

なお、財務・会計に関する知見を有する監査役を1名選任しております。

(独立性の観点を含めた社外役員の選任に係る基本的な考え方)

当社の独立性の観点を含めた社外役員の選任に係る基本的な考え方としては、東京証券取引所の独立役員の独立性基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断できる者、経営者としての豊富な経験と高い見識や弁護士、公認会計士としての専門的な知識や経験などを有する者を選任しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの対処すべき課題に対する施策を効率的に推進してまいりますためには迅速で適切な意思決定を行うことが不可欠であり、かつ管理機能を強化していくことが重要であると考えております。このため当社では取締役会の他に、常務会、執行役員会及び稟議審査会を定期的に開催し、重要な業務執行についての協議・検討を行っております。

社外取締役及び社外監査役には、経営者、大学教授、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験、幅広い見識、高い専門性を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。

社外取締役は、客観的かつ中立な観点からの確な提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させていくとともに、社外監査役2名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定の期限より早い時期に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会招集ご通知、及び株主総会参考書類の英文を当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月に決算説明会として開催し将来の事業展開についてもプレゼンテーションしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、会社説明会資料、ニュースリリース、株主総会招集ご通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業管理本部が主管となって実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	品質方針に基づく品質マニュアル、コンプライアンス宣言に基づくコンプライアンス行動指針といった社内規程等によりステークホルダーの立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境問題を経営上の重要課題と位置づけ、環境と調和する安全で持続可能な社会の実現を目指し、環境方針、環境目的・目標を設定し、「志」、「社会」、「お客様」、「人」を大切にした事業活動を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する社会的責任と経営の透明性を確保するため、重要事実の適時適切な情報開示を行うことを基本方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しており、この体制をより一層充実させてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、コンプライアンス相談・提案制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに法務担当執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。
また、各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。
- (3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できるコンプライアンス相談・提案窓口をコンプライアンス委員会に設け、相談・提案を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。
また、弁護士による社外相談窓口を設け、相談・提案を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。
- (2) 係る文書等は、取締役及び監査役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。
- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに製造または生産技術担当執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的なリスク状況の監視及び全社の対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
- (2) 各本部を代表する執行役員で構成する稟議審査会を設置し、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
- (3) 更なるスピード経営を目指すために、常務以上の執行役員で構成する常務会を設置し、重要案件を迅速に審議する。
- (4) 執行役員で構成する執行役員会を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行う。
- (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社事業管理本部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
- (2) 当社業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、執行役員会若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める取締役会規程、執行役員会規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。
- (4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、執行役員会若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。
当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。
- (6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。
当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るためにコンプライアンス相談・提案制度の設置を求めるとともに、当社の相談窓口及び弁護士による社外相談窓口も併せて利用できる体制を構築する。
当社は、子会社の業務全般について業務監査室が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査役の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査役に報告する。
 - (2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査役に報告する。
 - (3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査役に報告する。
 - (4) 当社業務監査室、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
 - (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役は、監査役と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
(2) 監査役は、会計監査人及び業務監査室と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
(3) 取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。
1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
法務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。
2 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。
3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
法務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。
4 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況
当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。
5 研修活動の実施状況
法務部は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。
13. 内部統制の実効性の評価に関する体制
当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、執行役員会及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。
この体制を強化するべく、新たに内部統制推進会議を設置する。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。
内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。
内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。
- (2) 整備状況
当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。
1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
法務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。
2 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。
3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
法務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。
4 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況
当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制

を構築する。

5 研修活動の実施状況

法務部は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

適時開示に係る基本方針

当社は、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則等の定めに従い、ステークホルダーの皆様に対し、迅速、正確かつ公平な開示を行うよう努めております。

会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示に関する社内規則

当社は代表取締役社長社長執行役員のコンプライアンス宣言の下、コンプライアンス行動指針を策定し、これを全役職員が常時携帯する冊子に記載し周知徹底しております。当該指針には、業務に関連する法令の内容を正しく理解し遵守することや、迅速・適切に報告、届出を行うことが規定されております。

また、インサイダー取引管理規程等で「重要事実の発生または検討等の開始を知った役員・従業員等は、これらの情報を厳重に管理しなければならない。また、重要事実の発生または検討等の開始を知った役員・従業員等は、業務上の必要なくその情報を社内、社外(家族・友人を含む)を問わず他に知らせてはならない。」旨を定め周知しております。さらに、社内イントラネットに、他社違反事例を参考に注意喚起することで社員教育を進めております。このような取組みを通じて、社内体制の維持・整備に努めております。

(2) 当社の適時開示に関する特性とリスクの認識・分析

当社の拠点は国内・海外に多数存在しており、適時開示すべき情報は各会社毎に把握されておりますが、当該情報は関係会社管理規程により、当社に迅速に報告されることが義務づけられております。また、適時開示に関するリスクは、開示漏れ、未決裁事項の開示、開示遅れ等による被害の拡大、信用低下等が考えられます。これらのリスクを回避するためにも、基本方針に沿った開示手続きを遵守いたします。

(3) 開示に係る組織と手続き

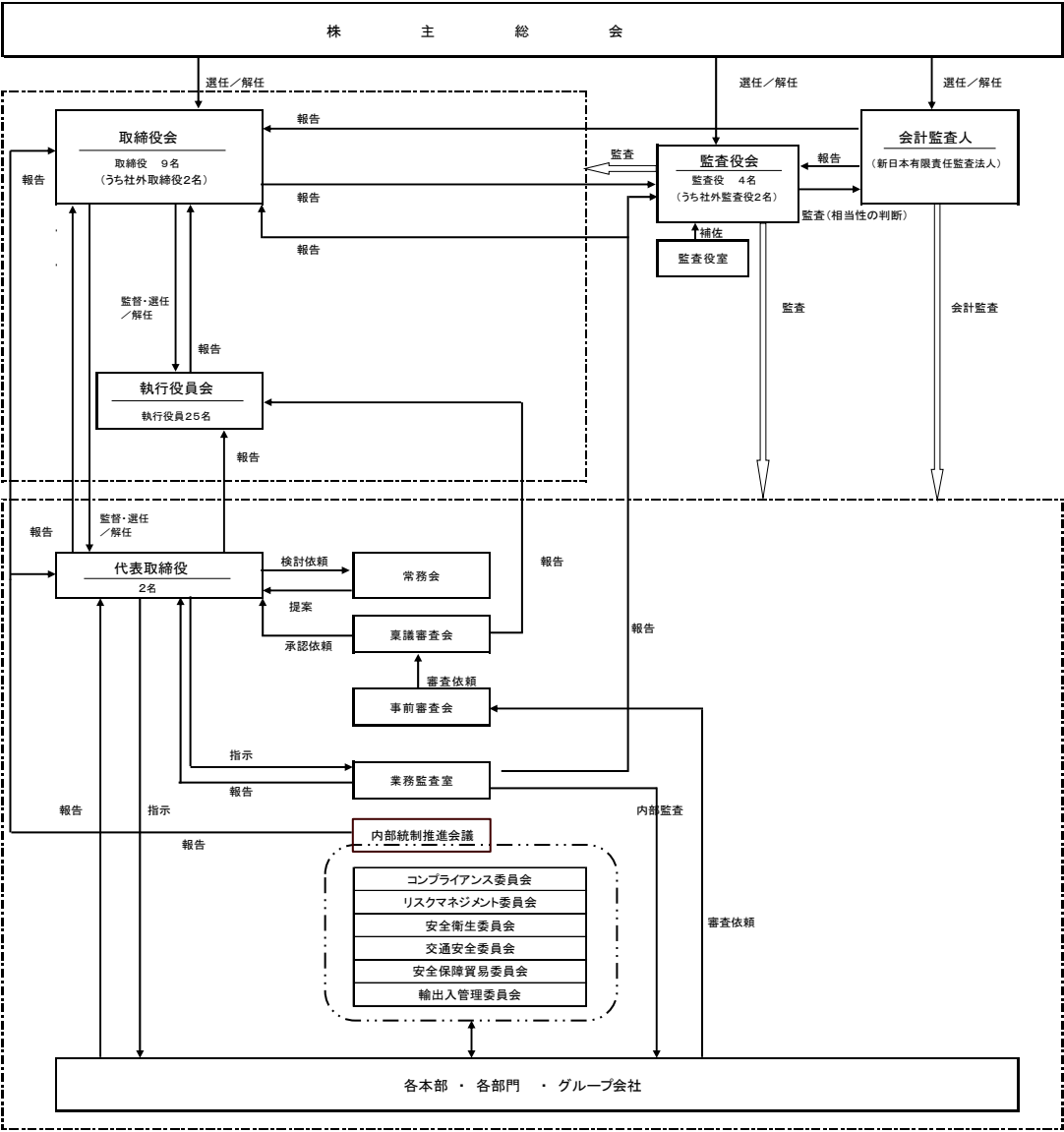
当社及び連結会社の経営に関する重要な情報等の適時・適切な開示を行うため、事業企画部、経理部及び法務部において重要情報が集約・管理される体制を設けております。また、決算情報は経理部、事業企画部が集約・管理し、開示に際しては、法務部とも確認を行い適時・適切な開示を行う体制を設けております。

いずれの情報についても、代表取締役に対して報告がなされ、その指示のもとに開示を行っております。重要な案件については執行役員会の審議に基づいて取締役会に報告し、その審議と決議のもとに開示をしております。

(4) 開示体制の監視及びモニタリング

当社は、他の部門から独立して監査業務を行う業務監査室を設置しております。適時開示に係る社内体制についても、業務監査室の監査対象に含まれており、監査の結果、必要に応じて問題点の改善・是正についての提言を行う体制を整えております。

【参考資料: 模式図】



【参考資料: 情報の報告・管理体制図】

